

## Ⅱ 藤沢市の教育の現状と課題

### 1 人口動態

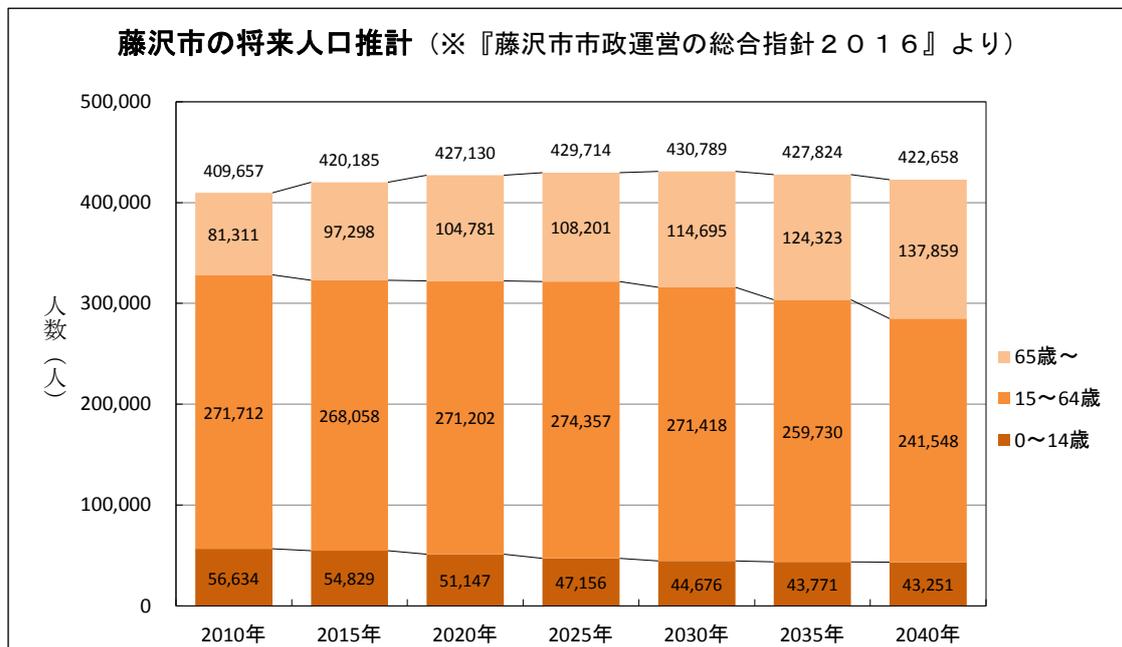
#### (1) 藤沢市の人口動態と児童生徒数の推移

日本の総人口が減少傾向を続ける中、本市においては、2030年（平成42年）に人口のピークを迎え、その後ゆるやかに減少に転じるとされています。0～14歳の人口については現在も減少傾向にあり、また一方で65歳以上の人口は増加傾向にあることから、本市においても少子化・高齢化が進行しています。

児童生徒数については、1980年（昭和55年）から1985年（昭和60年）にかけて約4万7千人をピークに年々減少し、2003年（平成15年）の3万8百人を境に微増に転じています。

また、全体としての増減とは別に地区による児童生徒数の推移に差があり、適正規模\*に達していない状態が続いている学校がある一方、教室不足が生じている学校もあります。

今後は児童生徒数の推移や学校施設の状況などを総合的に判断し、学校の統廃合やこれに伴う通学区域の変更について検討していきます。



\*＜適正規模＞学校教育法施行規則第41条において、小学校の学級数は、「12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときにはこの限りではない。（中学校は、同規則第79条で準用）」とされています。

#### ○藤沢市の状況 2014.5.1 現在（標準学級数）

小学校（35校）

過小規模（1～5学級）0校、小規模（6～11学級）1校、適正規模（12～24学級）29校  
大規模（25～30学級）2校、過大規模（31学級以上）3校

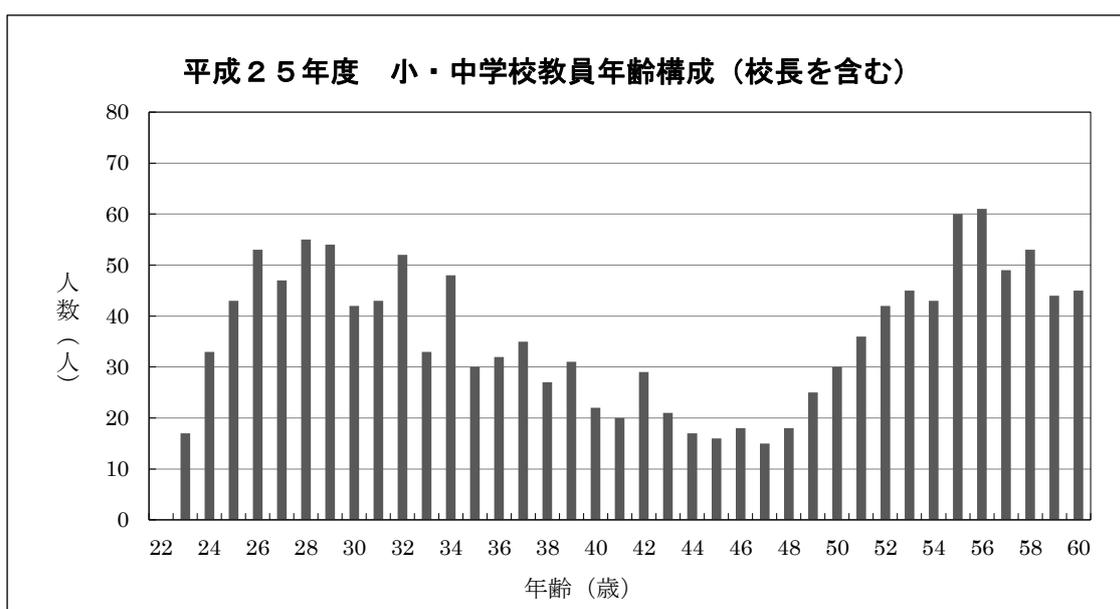
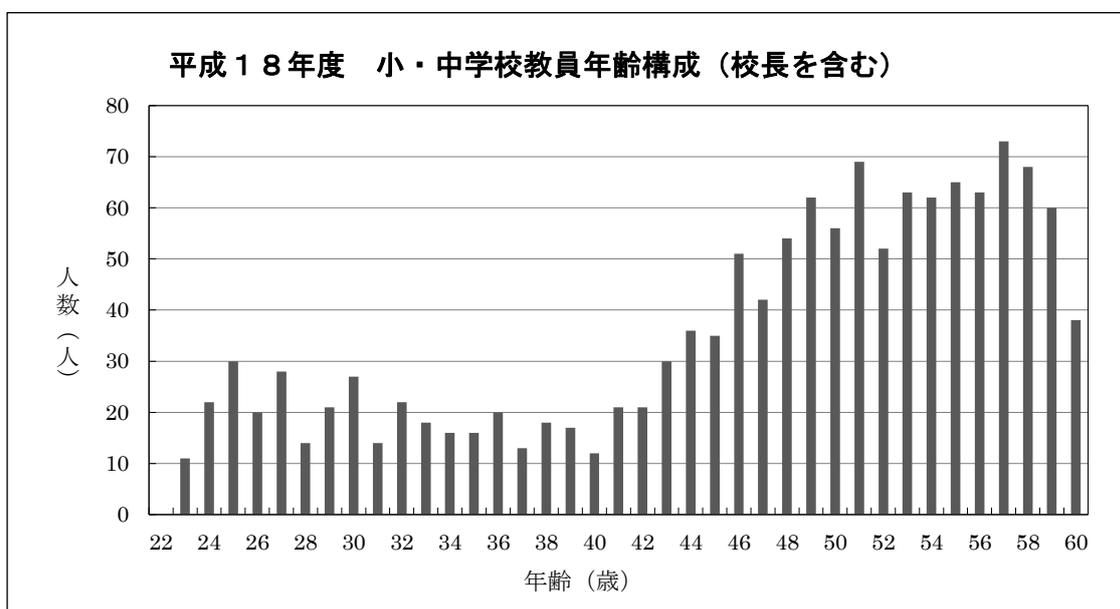
中学校（19校）

過小規模（1～5学級）0校、小規模（6～11学級）4校、適正規模（12～24学級）15校  
大規模（25～30学級）0校、過大規模（31学級以上）0校

本市の学校現場では、教員の世代交代が急速に進んでいます。下の2つの図に示したように平成18年度に比べ平成25年度では、20代から30代前半の教員数が大幅に増え、40代の教員数が他の世代に比べ極端に少なくなっていることがわかります。

このような状況において、経験の浅い教員に対する研修の充実はもちろん、ベテランと若手教員をつなぐ中堅教員の育成を含め、学校全体の教育力や組織力の向上を図ることが重要な課題となっています。

こうした課題を解決するために、教員の人材育成に係る研修体制や内容を見直し、組織的・計画的に取り組むことが重要と考え、教育委員会内の各課が連携し、体系的な人材育成のためのプランの策定に取り組んでいきます。

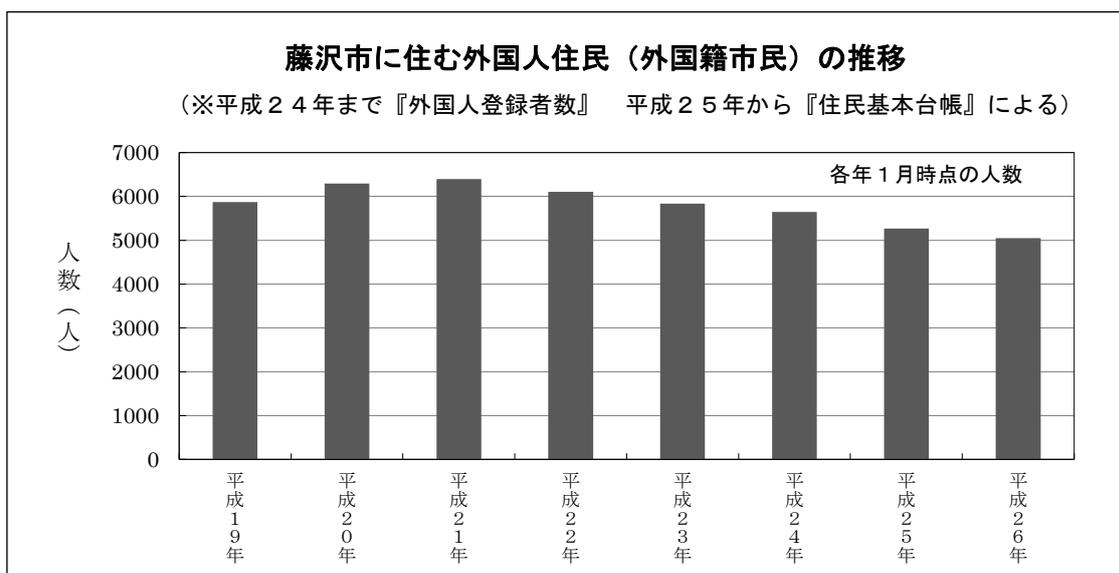


## 2 国際化

### (1) 藤沢市に暮らす外国人住民（外国籍市民）\*

2009年（平成21年）には本市で暮らす外国人住民（外国籍市民）は6391人いましたが、2014年（平成26年）には5044人に減少してきています。

学校においては、地域によって日本語を母語としない児童生徒が数多く在籍しています。こうした児童生徒に対しては、日本語指導教室や国際教室にて学習面のサポートを実施したり、日本語指導員が個別に指導したりしています。



### (2) 国際教育の推進

国の「第2期教育振興基本計画」においては、社会のグローバル化に対応し、グローバルに活躍する人材の養成の必要性を説いています。そして、国際共通語としての英語力の向上を成果指標の1つに掲げています。

本市では国際教育の推進のために、1989年（平成元年）から外国語指導講師の学校への派遣をスタートさせ、2001年（平成13年）からは国際理解協力員を小学校1～6年生の各クラスに派遣することにより、異文化への理解、英語によるコミュニケーション能力の向上に努めてきました。学習指導要領の改訂により、国際社会に生きる人材育成を図るため、平成23年度から小学校5・6年生に外国語活動が導入されました。本市においては、現在、外国語指導講師（FLT）が小学校5・6年生及び中学校全学年、国際理解協力員が小学校1～4年生の各クラス及び白浜養護学校に訪問し、外国語活動支援員が小学校5・6年生の外国語活動の授業に入り、積極的にコミュニケーションを図る態度を養い、外国語の学習活動や国際理解教育の推進を図っています。

\* <外国人住民（外国籍市民）> 日本以外の国籍の市民

### 3 情報化

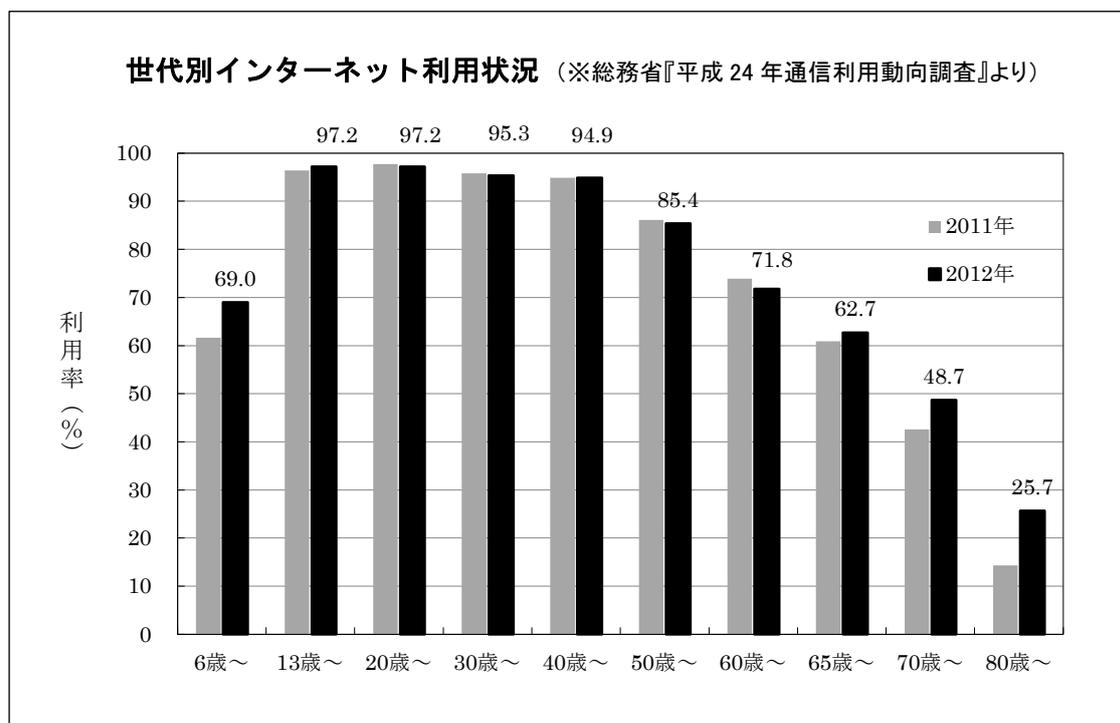
1990年代後半からのインターネットの急速な普及は、身のまわりの生活から国家経済にいたるまで広い範囲に影響を与え、IT革命といわれるまでになりました。

また、2000年（平成12年）にはIT基本法（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法）が成立し、日本の国際競争力、国家経済を回復すべく、インターネットへの積極的な取組が重視されるようになりました。

インターネットの普及率は、2012年（平成24年）には80%に近づいています。

インターネットの世代別利用状況を図に示しましたが、小学生段階である6歳から12歳において、69%がインターネットを利用しています。

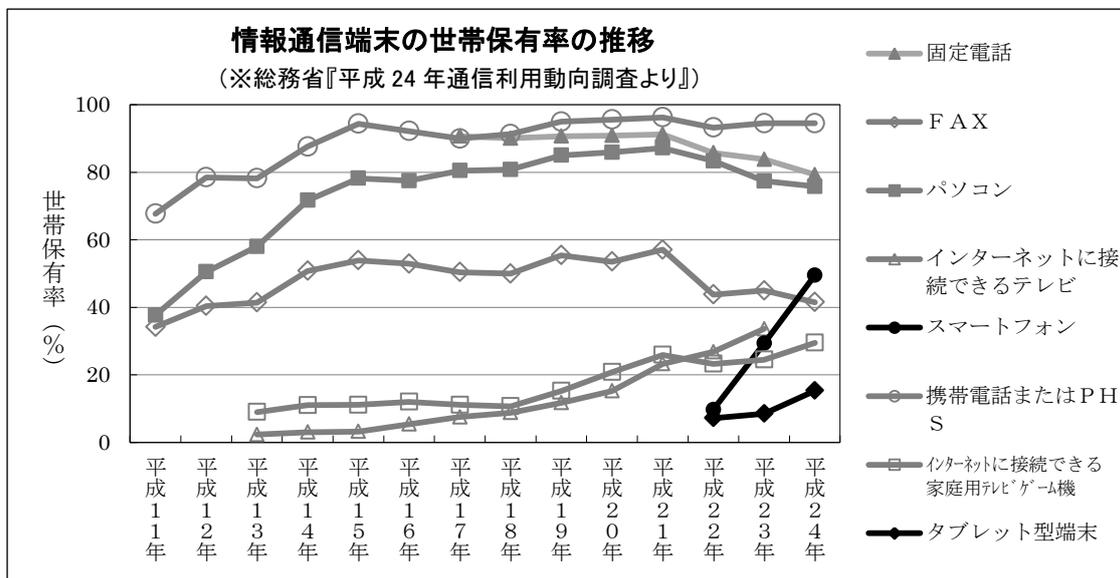
そして、中学生から高校生段階の13歳から19歳においては、97.2%と非常に高い利用率となっています。



文部科学省では、新学習指導要領に対応した「教育の情報化に関する手引」を作成し、教育の情報化を推進しています。その手引の中では、新学習指導要領における「情報教育」や「教科指導におけるICT\*活用」、「校務の情報化」についての具体的な進め方などが示されており、情報化の「影」の部分をも十分に理解した上で、情報化時代を生きていくことができるよう「情報モラル教育」の必要性についても丁寧に扱っています。

\*<ICT>インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー：情報通信技術のこと。  
従来用いられてきた、IT（Information Technology）という用語に、ネットワーク「C：コミュニケーション」が加わった概念。

下の図は情報端末の世帯保有率の推移を示していますが、2012年（平成24年）のスマートフォンの保有率を見ると、データをとりはじめた2010年（平成22年）に9.7%だった保有率が、2012年（平成24年）には49.5%と約5倍もの伸びを示しています。



このような情報化社会において、子どもたち同士のつきあい方にも変化が現れています。例えば一人遊びの増加やSNS\*を通じて画面上で交わされる短い文章による会話の増加などです。特にSNS\*の利用はスマートフォンの普及に伴い、想像を超える勢いで子どもたちの間に広がり、犯罪を含むトラブルの温床ともなり、社会問題にもなっています。

また、このような傾向は、子どもたちがお互いに向き合い、しっかりと意志の疎通を行うといったコミュニケーション能力の伸長を妨げる原因にもなっています。

本市では、このような高度情報化社会に備え、児童生徒の情報活用能力の育成と、教育情報機器等を使った「わかる授業」の実践のために、視聴覚教材教具やコンピュータ等の適切な活用を図り、情報教育を推進しています。

また、2014年（平成26年）3月から藤沢市立中・特別支援学校において校務支援システムを導入し、校務の情報化を進めることで、生徒個人の大切な情報を安全に管理するとともに、教師が子どもと向き合う時間の確保にも取り組んでいます。

さらに、藤沢市立小・中・特別支援学校全てにおいて緊急連絡メールのシステムを導入し、災害時などにおける対応についても情報化を推進しています。

このような情報化の推進については、教育委員会内に情報セキュリティ委員会を設置し、研修会や実態調査の実施などを通して、各学校における情報セキュリティの確保と向上に努めています。

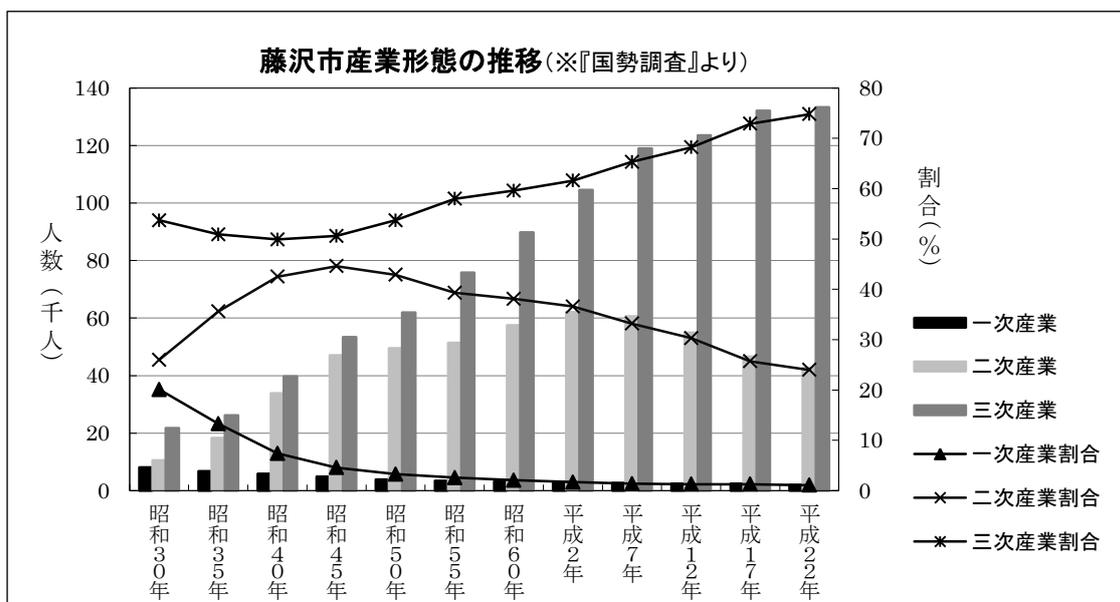
\*<SNS>ソーシャル・ネットワーキング・サービス：インターネット上の社会的ネットワーク

## 4 産業形態の変化と生活の変化

第1期の計画が策定されたのは、東日本大震災直後でした。したがって計画の中で震災に関する事柄には全く触れられていませんでした。しかし、計画策定後に日本の社会の様子は大きく変化しました。被災した地域の人々の生活、自然環境はもちろんのこと、放射能汚染による影響は広い地域に及び、脱原発といった考え方の広がりには日本全体に及びものでした。もちろんこれらの影響はいまだに継続していますが、このような大きな出来事を経験し、防災への意識や代替エネルギーへの関心はとても高まりました。

震災後の2012年（平成24年）には政権が交代し、新たな経済の成長戦略が打ち出され、景気は回復傾向にあります。格差の再生産・固定化や貧困の連鎖などの問題への取組は引き続き大切な課題です。

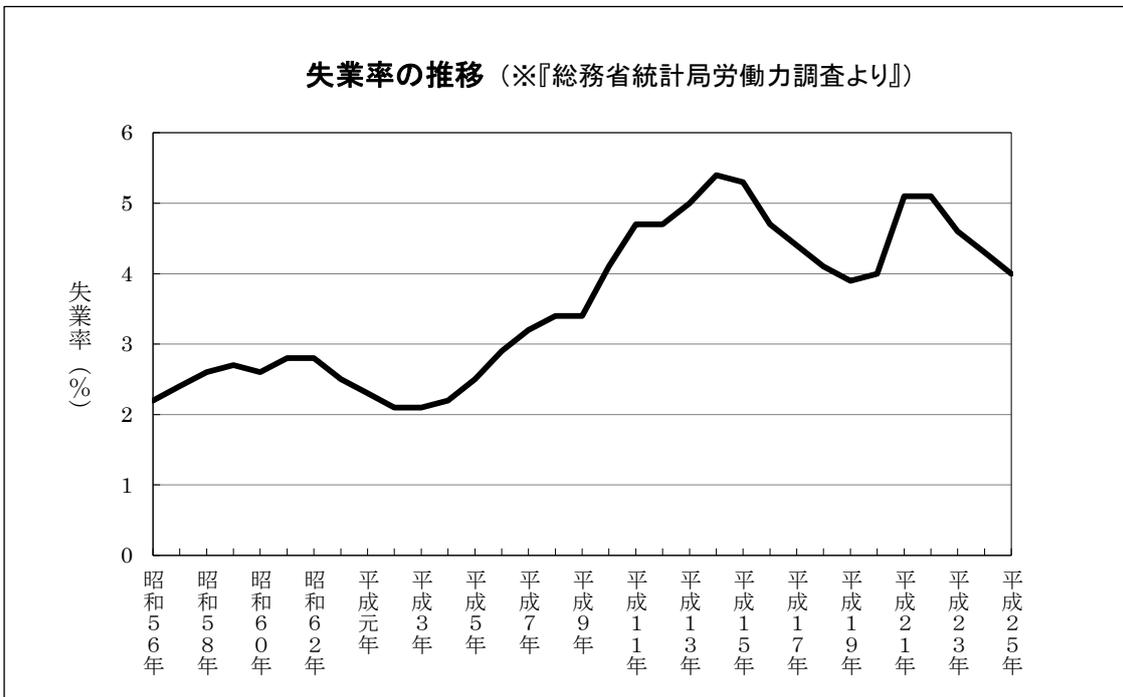
ここで、本市の産業形態の推移についてデータをもとに見てみます。



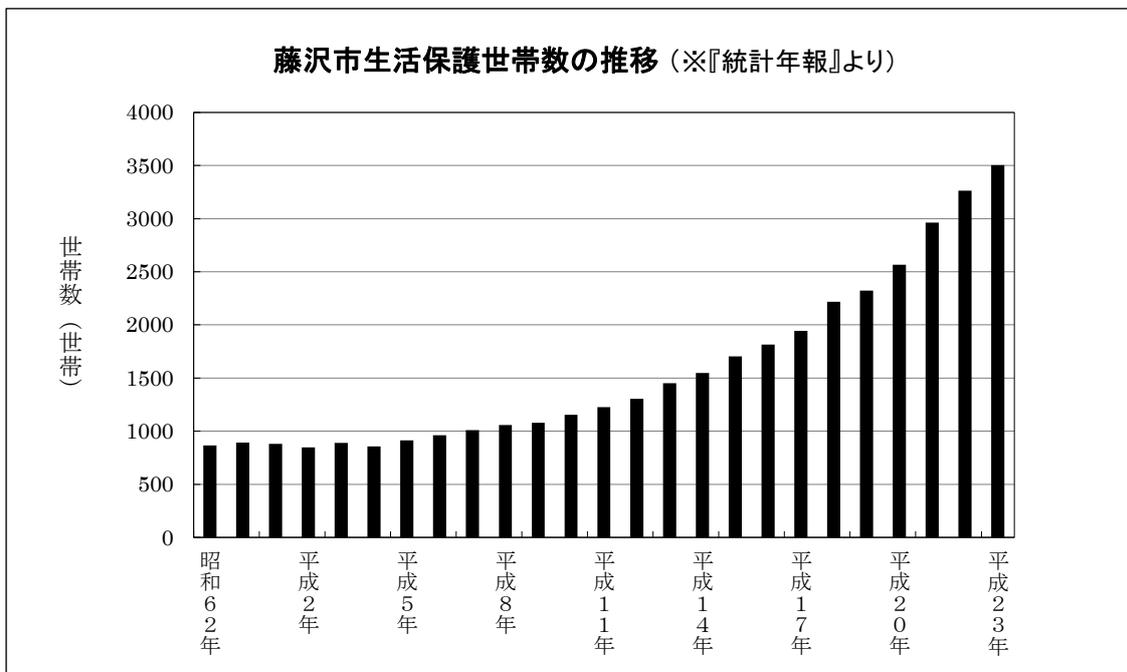
まず、各産業への従事者の割合の推移において、転換期といえるのが1965年（昭和40年）から1970年（昭和45年）の“いざなぎ景気”の時期、いわゆる高度成長期です。この時期を境に第二次産業への従事者の割合が減少しはじめ、逆に第三次産業への従事者の割合が増加しはじめています。

また、従事者の数でみると、本市では高度成長期に企業誘致を進めたため、第二次産業への従事者数は1990年（平成2年）まで増加を続けました。しかし、1990年代のバブル経済の崩壊により、日本の経済成長は減速しはじめ、本市においても企業活動の低迷により、第二次産業への就労者数が減少し続けることになりました。

下のグラフは日本の失業率の推移ですが、近年は増加傾向にありましたが、2011年（平成23年）頃からようやく改善の傾向が見え始め、2014年（平成26年）5月時点では3.5%まで改善しています。

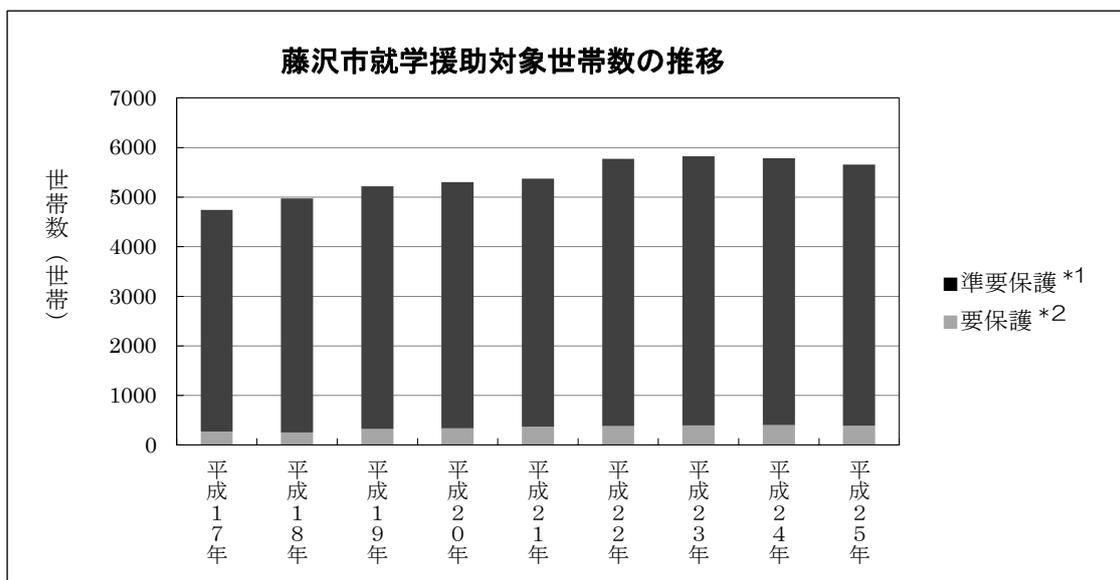


本市の生活保護世帯の推移をみると2011年（平成23年）には3500世帯を越え、20年前と比べると約4倍にまで増加しています。

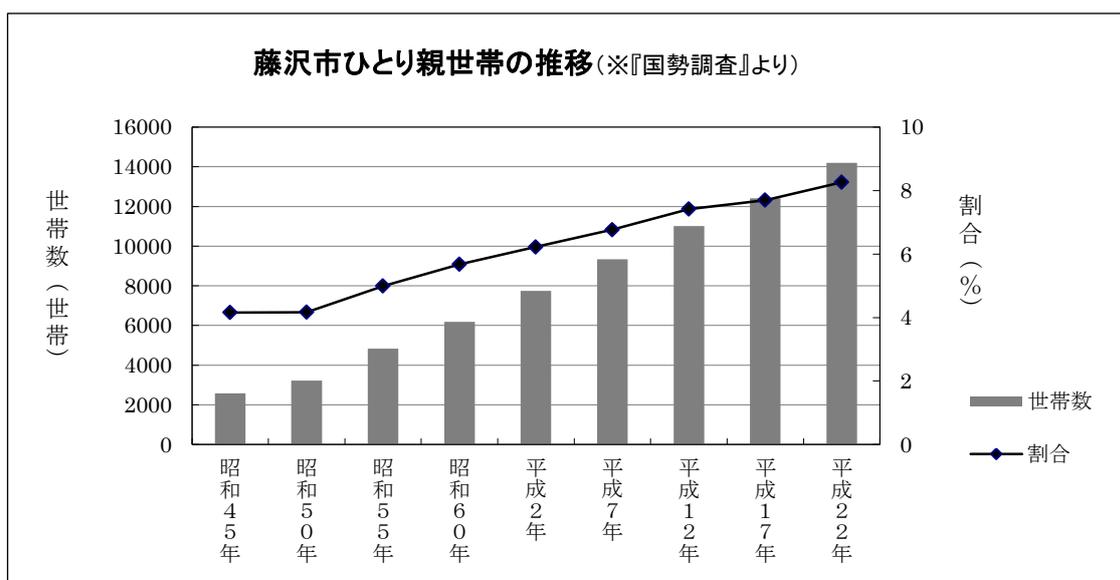


本市では、経済的な事情で児童生徒の就学が困難な世帯に対して、就学援助制度を設け、学用品費や給食費の一部を援助しています。その対象の世帯数の推移を示しているのが下のグラフです。

就学援助制度の対象となっている世帯数は、2011年（平成23年）をピークに僅かに減少傾向にあります。依然、5600世帯を超えています。



家族構成については「ひとり親」世帯 \*3が増加しており、全世帯の約8%を占めています。また、高齢化に伴い高齢者だけで生活する世帯も増加しています。



\* 1 <準要保護>世帯の前年所得の合計が生活保護需要額（前年4月の基準）の1.3倍以下の世帯

\* 2 <要保護>生活保護を受けている世帯

\* 3 <「ひとり親」世帯>国政調査の「男親と子どもから成る世帯」と「女親と子どもから成る世帯」の合計

また、近年、貧困状態にある子どもの割合が増えていることも社会問題化しています。2012年（平成24年）に実施されたOECD（経済協力開発機構）の調査によると、我が国の17歳以下の子どものうち、貧困の状態にある子どもの割合は推計で16.3%と調査対象の34カ国中9番目の高さでした。最も低いデンマーク3.7%やフィンランド3.9%とは大きな開きがあります。

このような産業形態や経済状況の変化は、家庭生活や地域社会にも変化を及ぼし、核家族化、都市化、地域のつながりの希薄化が進みました。その結果、家庭や地域社会における教育力の低下が指摘されています。

こうした状況を踏まえ、本市においては、学校・家庭・地域、そして行政が連携・協働し、様々な面から子どもたちを育成していくための環境づくりに取り組んでいます。

## 5 地域性

本市では、目指す都市像として、「郷土愛あふれる藤沢」を掲げています。この都市像を目指すためには、先人たちが積み上げてきた歴史や伝統を誇りに思い、市民一人ひとりが本市を郷土として心から愛することが大切になります。

そこで、ここでは本市の「自然」や「歴史」、「人々の暮らし」という3つの観点から地域性について捉えてみます。

### (1) 自然

本市は神奈川県中央南部に位置し、市の南部は片瀬東浜から鵜沼海岸、辻堂海岸へと5.25kmの海岸線で太平洋に面しています。南部の地形を形成している湘南砂丘は、JR東海道線の北側まで広がっています。市の北部は標高40m～50mの相模野台地が広がり、東部は片瀬丘陵、西部は高座丘陵などから構成されています。このような台地や丘陵が作り出す斜面および引地川や境川がつくりだした斜面には、豊かな斜面林があり、多くの動物の生息域となっています。

今も藤沢に残る豊かな自然として、三大谷戸と呼ばれる遠藤笹窪谷戸、石川丸山谷戸、川名清水谷戸があり、猛きん類を頂点とした豊かな生態系が機能していることが確認されています。

このように豊かな自然に囲まれた藤沢市ではありますが、同時に災害への対応も迫られることとなります。海岸部は地震による津波への対策、川沿いは洪水による浸水被害への対策、斜面は土砂災害への対策などです。

教育においては、自然を学ぶことをとおして、自然の恵みのありがたさを認識すると同時に、災害への備えについても確かな知識を身につけていく必要があります。

### (2) 歴史

本市は、中世には遊行寺門前町として、江戸時代には、東海道五十三次の6番目の藤沢宿としてにぎわいを見せてきました。

藤沢宿が設けられたのは、1601年（慶長6年）のことでした。

明治以降は、商業の中心地として、さらに鉄道の発展とともに、保養・観光・文化の地としても発展してきました。1908年（明治41年）4月に町制を敷き、1940年（昭和15年）10月1日には市制を施行、そして1955年（昭和30年）までに近隣の町村を合併し、現在の市の形が整いました。

1960年代に入ると、経済の高度成長を背景に北部を中心に数多くの工場を誘致し、工業都市として発展し、また、本市の西部、そして北部地域の開発

が進むにつれて、多くの人々が移り住み、次々と新しい市街地が形成されてきました。

藤沢の歴史を教育の面から見てみると、江戸時代の後期には私的な教育施設である寺子屋が19カ所あったといわれています。

明治時代に入ると「学制」が公布され、文部省によって我が国最初の学校制度が定められました。藤沢では、1873年（明治6年）に6校が開校しています。

藤沢における教育の歴史を語る際に特徴的なものとして「耕余塾」の存在が挙げられます。耕余塾は羽鳥村の名主三觜八郎右衛門が小笠原東陽を招いて開設した「読書院」に始まります。

文部省による小学校開設後も学制にとらわれない自由な教育を行うために私塾として継続し、神奈川県内屈指の中等教育を担う学校として知られていました。門下生には、総理大臣吉田茂をはじめ、議員、実業家、医師、軍人、農業指導者、宗教家など実に幅広く様々な分野に活躍した人々がいます。

このような自分たちの暮らすまちの歴史を学び、文化を継承していくことが、今を生きる私たち、そして、これからの未来を創っていく子どもたちには必要なことです。

### （3）人々の暮らし

本市は、東京から50キロ圏に位置し、JR及び私鉄等による交通の利便性が高いため、都心へ通う人々の住宅都市としての性格をもっています。また、大企業の撤退が続いてはいるものの、北部を中心とした工業都市としての役割も重要です。最近では、大型店舗の進出も相次ぎ、藤沢駅を中心とした商業地域が周辺に拡散し、商業都市としての面も変化しつつあります。

観光に関しては、江の島と海岸線に広がる海水浴場がその中心となりますが、年間で1500万人もの観光客が訪れ、その数は神奈川県全体の8%強を占めています。

また、市内には4つの大学があり、各大学と包括的な連携等協力協定を締結し、地域経済の活性化や人材育成を進めていますが、このような施策は藤沢市の学園都市としての性格を色濃くするものとなっています。

## 6 藤沢市の教育の現状と課題

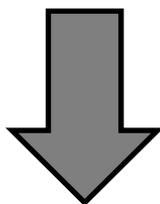
第2期藤沢市教育振興基本計画の策定にあたり、2011年（平成23年）に策定し、推進してきた第1期藤沢市教育振興基本計画について、次のように整理を行いました。

### <第1期計画策定時における課題>

- ・地域や家庭の教育力の低下
- ・子どもたちの遊びの変化
- ・自尊感情・自己有用感の乏しさ
- ・帰宅後の学習時間の減少（『学習意識調査』より）
- ・学習意欲の低下（『学習意識調査』より）
- ・多様化する市民ニーズに応えるためのソフト・ハード面のさらなる充実
- ・子育ての悩みや不安、孤立感、負担感をもつ人の増加
- ・経済情勢の悪化による教育費負担の割合増
- ・小中学校児童生徒数の推移に応じた学校再配置
- ・安全・安心な学びを保障する施設・設備面の充実や活用

#### 藤沢市教育振興基本計画

基本理念  
3つの目標  
7つの基本方針  
掲げた4年間の取組



#### 社会情勢の変化

- ・東日本大震災
- ・学習指導要領の改訂
- ・政権交代
- ・情報化の急激な進展
- ・いじめ防止対策推進法 公布
- ・教育委員会制度改革
- ・障害者基本法改正

### <第2期計画策定に向けた方向性>

第1期計画策定時に本市における教育の課題を整理し、その解決に向け多くの取組を実施してきました。計画の中に直接位置づけられた99事業の評価を集計すると、平成25年度末では、計画の最終年度（平成27年度）の目標を既に達成している事業が14事業。平成25年度の目標を達成している事業が55事業。合計すると約7割の事業が平成27年度もしくは平成25年度の目標を達成するなど、一定の成果をあげています。

しかし、第1期計画策定時の課題を一つひとつみていくと、その解決はまだまだ道半ばであり、より一層の努力を要するという事実です。

また、この4年間の社会情勢の変化の中で、新たに持ち上げられるようになった課題もあります。例えば、「防災への取組」「グローバルに活躍する人材の育成」「教育のセーフティネットの構築」「インクルーシブ教育システム\*の構築」などです。

第1期計画による4年間の取組が一定の成果を上げており、また、基本理念ならびに3つの目標については、今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、第2期計画の策定に際しては、基本理念ならびに目標を変えることはせず、新たな課題に対応するため、基本方針や施策の柱の一部を見直し、取り組んでいきたいと考えます。

\* <インクルーシブ教育システム>人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

## 7 第2期 藤沢市教育振興基本計画への反映

基本理念・目標は変えない

基本理念		
未来を拓く「学びの環」ふじさわ ～ 学びを通して人と地域がつながる生涯学習社会、ふじさわを目指す ～		
3つの目標		
目標1 一人ひとりの夢を育み、 未来を拓く子ども（藤沢 っ子）を育成する	目標2 多様な学びをつなげる生 涯学習ネットワークを構 築する	目標3 学校・家庭・地域・行政 が連携、協働する子育て、 教育支援体制を推進する

新たな課題に対応するために一部見直しを実施

8つの基本方針	
基本方針	改定のポイント
1 共に学び、多くの人とかわり合 いながら自立する子どもを育成し ます	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニケーション能力の育成 (グローバル化に対応できる人材の育成)</li> <li>一人ひとりのニーズに応じた支援 (インクルーシブ教育システム)の概念</li> <li>子どもと社会をつなぐ教育の推進</li> </ul>
2 家庭教育・幼児教育・地域教育力 の支援、充実を図ります	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園・保育所・小学校・中学校・特 別支援学校の連携のさらなる充実</li> <li>学びのセーフティネットの構築</li> </ul>
3 学校教育を充実させる人的、物的 条件整備を図ります	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員への支援体制の整備</li> <li>計画的な校舎の老朽化の解消</li> <li>計画的な ICT*1 環境の整備</li> </ul>
4 多様な学びのできる生涯学習社会 を目指します	<ul style="list-style-type: none"> <li>「生涯学習ふじさわプラン2016」 の中間見直しの反映</li> <li>マルチパートナーシップ*2の活用</li> </ul>
5 郷土文化資産の保全・活用と地域 に根ざした文化芸術活動の推進を 図ります	<ul style="list-style-type: none"> <li>郷土文化資産の保全・活用の推進</li> <li>文化芸術活動の推進</li> </ul>
6 健康で豊かなスポーツライフの環 境整備を行います	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツを通じた健康づくり</li> <li>オリンピック・パラリンピックの開催 を契機とした取組</li> </ul>
7 多文化・多世代が交流し、共生す るコミュニティづくりを推進しま す	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域社会における子育て環境づくりの 推進</li> <li>学校・家庭・地域・行政の連携、協働 の推進</li> </ul>
8 (新規) 命を守る「教育の推進」「教育環 境の整備」「コミュニティづくり の推進」を図ります	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちの防災意識の向上を図るた めの 命を守る「教育の推進」</li> <li>学校施設の改築・長寿命化などによる 命を守る「教育環境の整備」</li> <li>学校・家庭・地域における絆づくりを 大切に命を守る「コミュニティ づくりの推進」</li> </ul>

\*1 <ICT>インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー：情報通信技術のこと。  
従来用いられてきた、IT (Information Technology) という用語に、ネットワーク「C: コミュニケー  
ション」が加わった概念。

\*2 <マルチパートナーシップ>住民と行政及び企業などの多様な主体がさまざまな関係を結んで地域社  
会の公共性を支えようとするもの。